

健感発 0522 第 7 号
令和 2 年 5 月 2 2 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

狂犬病の流行地域より入国し当該疾病への感染が疑われる者の
診療等に関する周知の徹底について（依頼）

今般、別添のとおり、フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例が確
認されました。

昭和 33 年以降、我が国において動物における狂犬病の発生は認められていま
せんが、世界各地では依然として狂犬病の流行が続いております。狂犬病発生
地域において滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのあ
る者等について、引き続き適切な対応が講じられるよう、医療機関等の関係者
に対する周知徹底をお願いします。

（参考情報）

厚生労働省 HP 「狂犬病」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>

厚生労働省 HP 「狂犬病に関する Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html>

